

政策Ⅱ－２－（１）－①

金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

1. 目標等

達成すべき目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方 及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標	金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数

2. 平成18年度重点施策等

18年度 重点施策	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 ② 貸金業者に対する的確な監督
参考指標	① 監督指針等の整備状況 ① 行政処分の実施状況 ② 貸金業者の登録状況（新規登録件数） ② 行政処分の実施状況

3. 政策の内容

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要であることから、金融庁としては、金融機関等における法令等遵守を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資者等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令等遵守が求められています。また、その際、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

（１）事務運営についての報告

① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

ア. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

(ア) 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、18 事務年度の間には 130 件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、改善状況のフォローアップを行っています。

a. 保険会社に対する行政処分では、18 事務年度において、保険金等支払管理態勢の不備等が認められた国内の保険会社 12 社（うち生命保険会社 1 社、損害保険会社 11 社）に対し業務改善命令等を発出しています。

業務改善命令を発出した各社に対しては、その後の改善状況に係る報告等を求め、保険金支払管理態勢の整備、改善状況等のフォローを続けています。

(イ) 行政処分の公表等

a. 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表を行いました（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く）。

b. 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、18 年 7 月、19 年 2 月及び同年 5 月に更新を行うことで、国民への情報提供を行いました。^{※1} なお、今後は四半期毎に更新を行うこととしました。

(ウ) 19 年 3 月、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を「金融上の行政処分について」として公表することにより、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行うという基本原則を始め、行政処分の公正性・透明性の確保のための手段、行政処分の基準、庁内のチェック体制、事後のフォローアップについて、文書により明確にしました。^{※2} なお、19 年 4 月には英訳文についても公表しました。^{※3}

イ. 監督指針等の整備

以下の監督指針等について、それぞれ改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適

^{※1} <http://www.fsa.go.jp/news/18/20070531-2.html>

^{※2} <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syobun.html>

^{※3} <http://www.fsa.go.jp/en/refer/guide/action.html>

切な監督事務を行っています。

- (ア)「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(19年1月23日、3月13日及び3月30日改正)
- (イ)「信託会社等に関する総合的な監督指針」(18年7月19日改正)
- (ウ)「金融コングロマリット監督指針」(18年7月31日及び19年3月30日改正)
- (エ)「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」(18年11月1日改正)

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、意見交換を行いました。

② 貸金業者に対する的確な監督

ア. 悪質な貸金業者に対する厳正な行政処分

財務局登録の貸金業者について、支払い義務のない債務者の家族に対する取立て、虚偽の帳簿開示に基づく和解契約の締結及び法定利息を上回る利息の受領等の法令違反が認められた業者に対して、業務停止命令を発出(18事務年度に9件)したほか、貸金業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有しないことが判明した業者に対して、登録取消し処分を実施(18事務年度に2件)しました。

イ. 事務ガイドラインの所要の改正

- (ア) 当局が受け付ける貸金業に係る苦情等の記録箋や集計報告の様式等の改正を行い、18年7月より適用しました。
- (イ) 保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うことは法令違反であることの明確化を内容とした改正を行い、18年11月より適用しました。
- (ウ) 貸金業者が債務者から代理受領した保証会社に対する保証料等は利息とみなされることの周知徹底を内容とした改正を行い、18年11月より適用しました。
- (エ) 貸金業者が廃業等に際して、債権譲渡の状況等について当局に届け出ることを内容とした内閣府令の改正に伴い、①当局が把握した債権譲渡等の情報の都道府県等への情報提供、②無登録業者に対する貸付や取立等に関する苦情を受け付けた場合に、当局による事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする内容を内容とした事務ガイドラインの改正を行い、19年2月より適用しました。

ウ. ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携

都道府県、財務局、警察当局及び弁護士会等の関係団体から構成される「ヤミ金融等被害対策会議」等を通じ、引き続き連携の強化に努めるとともに、事務ガイドラインに基づき、無登録業者による貸付や取立の被害に係る苦情を受け付けた場合に、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っています。

(2) 評価

① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

② 貸金業者に対する的確な監督

法令違反が認められた業者に対しては、行政処分（業務停止・登録取消し処分）などの厳正な監督対応を行う一方、法令の基準を満たした3,619業者の登録（更新登録含む。）を行いました。なお、業務停止処分を受けた貸金業者においては、内部管理態勢の見直し、社員教育の充実・強化といった法令等遵守に向けた取組みが行われています。

6. 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、金融機関等による自主的な取組みを促すほか、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力していく必要があります。さらに引き続き、処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システム等の整備に係る予算要求、及び利用者保護の観点からカウンセ

リング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行うための体制整備に係る機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

行政処分を受けた金融機関等において、業務改善に向けた取組みが実施されている等、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 行政処分発動状況関連資料
- ・ 監督指針等の改正関連資料

10. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督総務課コングロマリット室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課